

- 東海南海連絡道
- 名古屋環状2号線
- 第二伊勢湾岸道路（名古屋三河道路、四日市湾岸道路、鈴鹿龜山道路）
- 名古屋高速道路
- 名古屋圏自動車専用道路（名古屋瀬戸道路、西知多道路、名濃道路、名岐道路、一宮西港道路、名浜道路等）
- 北陸関東広域道路
- 名豊道路
- 濃飛横断自動車道
- 岐阜南部横断ハイウェイ
- 金沢外環状道路
- 金沢能登連絡道路
- 小松白川連絡道路
- 名神名阪連絡道路
- 伊勢志摩連絡道路
- 富山高山連絡道路
- 富山高岡連絡道路
- 富山外郭環状道路
- 高岡環状道路
- 高山下呂連絡道路
- 金谷御前崎連絡道路
- 静岡東西道路
- 静岡南北道路

5. 安全・快適な道路の整備を図ること、次の施策を実施すること。

- (1) 地域活性化を実現し、災害時においては、被災地を直接つなぐ地域ネットワークとしての一般国道・県道の整備、さらに交通渋滞を解消するためのバイパス整備や多車線化等の推進
- (2) 日常生活の基盤である市町村道の整備促進
- (3) 沿道の自然環境と社会環境とを諧和させた、うるおいと親しみのある道路環境の確保
- (4) 高齢者、身体障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備促進
- (5) 「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のための連続立体交差事業等の推進
- (6) 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、幹線道路の多車線化など機能強化、雪寒対策施設の整備促進、市町村道を含めた雪寒路線の拡大、除雪機械の増強など除雪体制の更なる強化、ドライバーへの情報提供の充実
- (7) 総合交通体系確立のための流通関連道路、駐車場、生活幹線バス路線、新交通システム等の整備促進
- (8) 高度道路交通システム（ITS）の開発の促進
- (9) 無電柱化等、都市景観事業の整備促進
- (10) 災害復旧における各道路管理者間の連携強化
- (11) スマートインターチェンジの整備促進
- (12) 観光、地域振興、情報発信及び防災拠点などの機能を有する道の駅の整備及び修繕の促進
6. 高度成長期に整備した多くの道路や橋梁などがこれから更新時期を迎えるため、これらを適時適切に維持更新することができるよう、点検等に係る経費を含め必要な財源の確保を図るとともに適切な維持管理水準を確保すること。
- 特に法定点検が一巡する道路構造物の老朽化対策については、点検結果を踏まえ、予算を別枠で確保すること。さらに、市町村の現状を踏まえ、人材育成を含めた点検、診断、補修等に対する支援制度を構築するとともに、国の責任において必要な予算を確保すること。
7. 切迫する南海トラフ地震（東海、東南海、南海地震及びこれらが連動して発生する巨大地震）への対策として、直接被害を軽減することや災害対応策を確かつ迅速に実施するため、橋梁など道路構造物の耐震化を図るとともに、救援・救護ルート及び緊急物資輸送ルートとなる緊急輸送道路の整備と防災管理等の維持管理システムの確立及び土木技術開発の推進をすること。
8. 人命の安全確保は国民福祉の基本であるが、道路における車や人の交通安全を図るために、交差点の改良、歩道・駐車場の整備等の交通安全対策を一層強力に推進すること。特に「子供の命を守る」ために、通学路の交通安全対策を積極的に進めること。
9. 重要物流道路を早期に指定し、平常時、災害時を問わず安定的かつ安全な輸送を確保できるよう、重点的な整備の促進を図ること。
10. 道路事業を円滑に推進するため、用地取得にかかる税制のより一層の緩和、軽減措置を図ること。
11. 「社会資本整備重点計画」に基づき道路整備を計画的かつ着実に推進するとともに、その実現のため、道路整備費の確保を図ること。
- また、特に遅れている地方の道路整備の促進を図るために、地方の道路整備財源について充実強化を図ること。

近畿地区道路利用者会議

道路は、国民生活や生産性向上による経済成長を支える最も根幹となる社会資本であり、円滑な自動車交通の確保・物流の効率化等のため欠かせないものである。そのため、近畿圏においては、都市・地方を問わず、その整備には道路利用者から強い期待が寄せられている。

特に、高規格幹線道路などの幹線道路網の整備によるミッシングリンクの解消等は、国際競争力の強化や地方創生に寄与し、近畿圏の再生、ひいては日本再生に不可欠であり、国が責任を持って強力に推進する必要がある。

近畿圏において、福井県での平成30年2月の豪雪や、6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、高規格幹線道路や国道などの幹線道路で通行止めや大規模渋滞が発生し、人・物の輸送において、多大な影響が生じたことから、高規格幹線道路をはじめとする幹線道路網の整備の必要性が再認識されたところである。今後、南海トラフ巨大地震などの大規模地震・津波や大雪等による被害が想定されている近畿地方においても、強靭な国土を形成するため、こうした防災上必要不可欠な高規格幹線道路等の整備が急務である。

また、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に多い人命が失われ、高規格幹線道路をはじめとする道路インフラにも甚大な被害が発生し、救助活動や支援物資の輸送が広域的に滞るなど、住民生活や経済活動が大きな打撃を受けた。頻発する集中豪雨災害や土砂災害など国民の安全・安心が脅かされるなか、国土強靭化基本法により国土強靭化を総合的かつ計画的に実施するとともに、中央自動車道で起こったトンネルの天井板崩落事故に見られるような老朽化する道路ストックや地球温暖化に見られるような深刻化する環境問題に対処し、その対策を図るために、道路の適切な維持管理や整備がより一層求められている。

このようななか、依然として厳しい財政状況が続いているが、近畿圏の抱える課題を解決し、近畿圏全体の発展に資する道路整備によるストック効果を早期に發揮させるため、次の事項について格段の配慮がなされるよう強く要望する。

1. 自動車利用者が負担している税の使途が納税者の理解を得られるよう、地方の実情を十分に踏まえ、道路予算の安定的な確保・充実について一層努めること。

(1) 国土の骨格を形成する新名神高速道路や近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道等の高規格幹線道路や、大阪湾岸道路西伸部等の地域高規格道路などの幹線道路網は、近畿圏を発展へと導き、我が国の競争力・成長力を確保する上で、また、大規模災害に備えた広域的な交通のリダンサンシーの確保や、救助・救援活動や物資輸送のルートとして必要不可欠であることから、ミッシングリンクの解消をはじめとした幹線道路網の充実・強化は国が責任をもって早急に行うこと。

特に、事業化に向け調査等が進められている未事業化区間にについては、速やかに所要の手続きを実施し早期事業化を図ること。

さらに、高規格幹線道路と一体となったネットワークを形成する幹線道路については、円滑な整備促進が図られるよう、これまで以上に道路整備の予算を確保し、地方負担の軽減を図ること。

(2) 整備の遅れている地方の道路整備を計画的かつ着実に進めること、疲弊した地方の財政においても今まで道路予算に多額の自主財源や起債を充当していることから地方の道路整備の予算を確保・充実すること。

(3) 契約の課題である道路インフラの老朽化対策について、点検、診断、補修等に対する補助制度の拡充や財政措置の充実など、必要な予算を確保するとともに、人材育成等も含めた点検・診断システムを構築せざること。

2. 関西創生のための環状道路網の整備や、広域的な連携の促進と防災上必要不可欠な幹線道路の早期整備に取り組むこと。

(1) 新名神高速道路、京奈和自動車道などで構成する関西大環状道路の整備を促進すること。

特に、国土側である新名神高速道路については、平成24年に事業許可された区間の整備促進を図り、早期に全線を完成させること。

並びに、京奈和自動車道については、大和北道路の（仮称）奈良北IC～郡山下郷JCT間及び大和御所道路の橿原北IC～橿原高田IC間の早期整備を図ること。

(2) 関西国際空港や国際コンテナ輸送港阪神港などの国際物流拠点を相互に結ぶとともに、これらと国土軸を結ぶ国際物流基幹ネットワークを形成する名神海岸連絡線、播磨臨海地域道路の早期事業化及び事業中である大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス等の整備促進を図ること。

(3) 関西大環状道路と一体となって関西都市圏の拡大に資する府県間道路等、放射道路の整備を促進すること。

(4) 都市圏と地方部、日本海側と紀伊半島等の太平洋側における主要都市間を結び、近畿圏全体の連携強化と多様な観光資源や産業を活かした地域活性化に資する高規格幹線道路をはじめとした広域道路網の整備を促進すること。

(5) 成長が期待される環日本海物流の機能を強化し、日本海側と太平洋側、東日本と西日本が相互にバックアップして災害時リスクを分散できるよう日本海国土軸を形成するための広域道路網の整備を促進すること。

特に、中部高規格幹線道路、北近畿豊岡自動車道及び日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯を補う山陰近畿自動車道の早期整備を図ること。

(6) 中部圏、中国・四国圏との広域連携を促進し、近畿圏の一体化的な発展を図る幹線道路の早期具体化を図ること。

(7) 地震・津波など大規模災害発生時の地域の孤立防止や救助・救援活動及び物資輸送の円滑な実施のため、基幹道路網の耐震化及び整備を促進するとともに、避難場所としての機能など、防災機能の付加を図ること。

特に津波による甚大な被害が想定される紀伊半島沿岸部については、津波襲来時にも機能を担う近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道、五條新宮道路などで形成される紀伊半島アンカールートの早急な整備を図ること。

3. 特に次の路線の早期事業化及び整備促進を図ること。

(1) 高規格幹線道路

○新名神高速道路

○舞鶴若狭自動車道（4車線化）

○北近畿豊岡自動車道

○中部縦貫自動車道

○地域高規格道路等

○大阪湾岸道路西伸部

○名神海岸連絡線

○播磨臨海地域道路

○神戸西バイパス

○神戸中央線（国道2号～神戸線）

○神戸中央線南伸部

○東神戸線（神戸線～湾岸線）

○琵琶湖西縦貫道路（国道161号湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路真野一坂本北、安曇川地区）

- 関越自動車道上越線の整備促進
- 東関東自動車道館山線及び富津館山道路等の4車線化
- 東関東自動車道水戸線の整備促進
- 北関東自動車道の機能強化
- 新東名高速道路の整備促進と計画的具体化
- 中部横断自動車道の整備促進
- 東京外かく環状道路の建設促進
- 首都圏中央連絡自動車道の整備促進
- 中部縦貫自動車道の整備促進
- 三遠南信自動車道の整備促進
- 東京湾理状道路並びに関連道路の早期整備

(2) 一般国道等

- 一般国道4号の整備促進

- 一般国道6号の整備促進

- 一般国道16号（千葉柏道路）の計画の早期具体化

- 一般国道17号（上尾道路、本庄道路、上武道路）の早期整備

- 一般国道17号（三国防災・三保防災）の早期整備促進

- 一般国道17号（新大宮上尾道路）の整備促進

- 一般国道50号の整備促進

- 一般国道51号の整備促進

- 一般国道51号北千葉拡幅バイパス区間の大更津方面及び千葉都心部とのアクセス道路の整備

- 一般国道140号（西関東連絡道路）の整備促進

- 一般国道357号の整備促進と計画的具体化

- 一般国道464号（北千葉道路）の早期整備

- 地域高規格道路「新山梨環状道路等」の整備促進

- 地域高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」の整備促進

- 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期事業化

- 東埼玉道路の整備促進及び自動車専用部の早期事業化並びに圏央道までの計画的具体化

- 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の整備促進と新規事業化

- 横浜環状道路の整備促進と計画的具体化

- 新湘南バイパスの整備促進

- 川崎総貫道路の整備促進と計画的具体化

- 上信自動車道の整備促進

- 西湘バイパスの延伸の計画的具体化

- 西湘バイパス（大磯IC付近）の早期復旧

- 雪国の豊かで活力ある地域づくりに向けた道路整備の促進

- 核都市広域幹線道路の具体化

- 長野県内の直轄管理道路の整備及び権限代行事業の促進

- 一般国道121号等の直轄権限代行と直轄指定区间編入の促進

3. 道路の有効活用を図ること、次の事項に関する取り組みを促進すること。

- 中央自動車道の渋滞対策の促進

- 東名高速道路の渋滞対策の促進

- 横浜市内の渋滞対策の促進

- スマートインターチェンジの整備促進

- 首都圏の新たな高速道路料金導入後の影響の検証と高速道路網のさらなる有効活用

- 「道の駅」の整備促進

4. 「道路整備事業に係る国庫の財政上の特別措置に関する法律」の規定による、国庫の補助割合の特例措置について

は、道路整備を着実に推進していくために必要であることを、すべての事業をかさ上げ措置の対象とするよう見直すこと。

5. 安全・安心で災害に強い道路環境を確保するため、高速道路や国道におけるトンネルや橋りょうなどの防災・減災対策、老朽化対策を促進するとともに、通学路などの交通安全対策や無電柱化、沿道の環境改善対策を促進すること。

また、地方自治体が管理する道路の整備・保全のため、次の事項について配慮すること。

- (1) 国の交付金等（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、補助事業）については、自動車専用道路と連携し